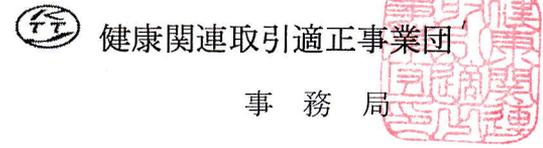




宣伝講習販売及び、イベント販売を行う会員各位



感染状況に応じたイベント開催制限等について

さて、6月20日(日)に緊急事態宣言も解除(該当の都道府県のその後は、まん延防止等重点措置地域)されるのではないかと政府の見解にて、一両日中にも解除予定が公表されようとしております。

ついては、宣伝講習販売及び、イベント販売に携わる会員各位は既にご承知の中、営業活動を行っておりますが、念のために「感染状況に応じたイベント開催制限等について」(5/12~政府(厚生労働省))を情報提供(下記の通り)致します。

記

感染状況に応じたイベント開催制限等について(5/12~の取扱い)

| | 収容率 ^{※4} | 人数上限 ^{※4} | 営業時間 短縮 |
|----------------|------------------------------|--|-------------|
| 緊急事態宣言 対象地域 | 50% | 5,000人 | 21時 |
| まん延防止等 重点措置 | 大声なし ^{※1} 100%以内 | (まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人 ^{※1} | 都道府県の 判断 |
| その他都道府県 | 大声あり ^{※2} 50%以内 | 5,000人 ^{※1} 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方 ^{※3} | なし |

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。
- ※5 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いは別途通知する。

(参考)イベント開催時の留意事項

○催物(イベント等)は、主催者は、都道府県が設定した規模要件等(人数上限・収容率、営業時間等)に沿って開催してください。また、都道府県が、感染状況に応じ、基本的対処方針より厳格な制限を要請している場合には、当該要請にご協力をお願いします。

○催物等の開催は、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じてください。また、自治体等から開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策が示された場合は、その内容を遵守してください。

○規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握したり、出演者や参加者等に接触確認アプリ(COCOA)等を利用したりするよう促してください。

○感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等の自治体等の協力の要請に応じてください。